

大阪大学春日丘ハウス外国人研究者長期宿泊施設使用細則

（趣旨）

第1条 この細則は、大阪大学春日丘ハウス規程第9条の規定に基づき、春日丘ハウスに置く外国人研究者長期宿泊施設（以下「長期施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（入居資格）

第2条 長期施設に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 大阪大学（以下「本学」という。）において、研究又は教育に従事する单身又は家族等（配偶者及びその子女その他の者をいう。以下同じ。）同伴の外国人の特任教員及び特任研究員、外国人研究員並びに外国人招へい研究員
- （2） その他春日丘ハウスの管理運営を統括する理事（以下「理事」という。）が適当と認めた者

（入居期間）

第3条 長期施設に入居できる期間は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第2号に掲げる者については、理事が特に必要と認めた場合は、さらに1年以内の期間で延長を認めることができる。

- （1） 本学と労働契約を締結している者 1月以上労働契約期間の範囲内
- （2） 前号以外の者 1月以上1年以内

（入居申請）

第4条 長期施設への入居（入居期間の延長を含む。以下同じ。）を希望する者は、あらかじめ所定の入居申請書を理事に提出し、その許可を受けなければならない。

（入居許可）

第5条 理事は、前条の入居申請に対して入居を許可したときは、入居許可通知書を本人に交付する。

（使用料等）

第6条 入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）は、別に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返付しない。

3 入居者は、使用料のほか、別に定めるところにより、光熱水料等を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

（許可の取消し等）

第7条 理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。

- （1） 入居者が、所定の期日までに前条に定める使用料等を納付しないとき。

- (2) 入居者又は同居家族等が、第 11 条又は第 13 条の規定に違反して春日丘ハウスの管理運営に重大な支障を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 入居者が、第 12 条に規定する損害賠償等の義務を履行しないとき。
- (4) 施設の改修その他本学の管理運営上やむを得ない事由があるとき。

2 理事は、前項の規定に基づき、入居の許可を取り消したときは、入居許可取消通知書を本人に交付する。

3 前 2 項の規定に基づき許可を取り消されたことにより、入居者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(家族等の同居)

第 8 条 入居者が新たに家族等を同居させようとする場合は、所定の家族等同居申請書を理事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、居室の変更を伴うときは、改めて入居申請を行わなければならない。

2 理事は、新たな家族等の同居を許可したときは、家族等同居許可書を本人に交付する。

(退去の猶予)

第 9 条 理事は、入居者の退去にあたり、帰国、転居等の手続を要する等の相当の事由があると認めたときは、入居許可期間の最終日から 20 日以内の期間に限り、退去の猶予を許可することができる。

2 退去の猶予を希望する者は、入居許可期間の最終日の 1 月前までに所定の退去猶予申請書を理事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 理事は、退去猶予を許可したときは、退去猶予許可書を本人に交付する。

(退去)

第 10 条 入居者が次の各号のいずれかに該当したときは、本人及び同居家族等は速やかに退去しなければならない。

- (1) 入居許可期間が満了したとき。
- (2) 第 2 条に定める入居資格を失ったとき。
- (3) 第 7 条の規定により入居の許可が取り消されたとき。

2 入居者は、前項第 1 号又は第 2 号に基づき、長期施設を退去するときは、退去しようとする日の 1 月前までに所定の退去届を理事に提出しなければならない。

(使用上の注意義務)

第 11 条 入居者及び同居家族等は、春日丘ハウス内の秩序の維持及びその施設、設備、備品等の保全に留意しなければならない。

(損害賠償等)

第 12 条 入居者は、本人又は同居家族等がその責に帰すべき事由により、春日丘ハウスの施設、設備、備品等を損傷又は 滅失したときは、これを原状に回復し、又は

その損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第 13 条 入居者及び同居家族等は、指定された居室から許可なく他の居室に移動したり、居室を他人に転貸したり、居住以外の用に使用したりしてはならない。

2 入居者及び同居家族等は、居室の改造、模様替え等、原状を変更するような工事をしてはならない。

3 入居者及び同居家族等は、居室の設備を移動したり、備品を外部に持ち出したりしてはならない。

4 入居者は、入居の際に居室の設備及び備品を確認するものとし、退去の際に居室の点検を受けるものとする。

（事務）

第 14 条 長期施設の使用に関する事務は、施設部企画課で行う。

（雑則）

第 15 条 この細則に定めるもののほか、長期施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。